

第1号様式（第3関係）

豊山町特別職報酬等審議会 議事録

1 開催日時

平成27年1月14日（水）

午前9時30分から午前10時15分まで

2 開催場所

豊山町役場 4階 委員会室

3 出席者

委員：安藤茂市（尾張中央農業協同組合 代表理事組合長）

伊神憲司（名古屋空港ビルディング株式会社 総務部長）

岡島敬司（元区長）

奥村俊夫（一般社団法人名古屋西法人会 北名古屋・豊山支部 豊山グループ長）

鍵谷友宏（東濃信用金庫 豊山支店 支店長）

河村君枝（豊山町心身障害者福祉協会 理事）

小坂芳則（名果株式会社 代表取締役社長）

事務局：鈴木幸育（町長）

安藤光男（総務部長）

小川徹也（総務課長）

林 真吾（総務・防災係長）

水野将徳（総務・防災係主任）

4 欠席者

委員：浅井恵子（とよやま女性の会 会長）

梅村文雄（愛知銀行 豊山支店 支店長）

細野 清（豊山町商工会 会長）

5 議題

(1) 会長の選任について

(2) 特別職の報酬等について

6 会議資料

- (1) 豊山町特別職報酬等審議会次第
- (2) 平成26年度 豊山町特別職報酬等審議会委員名簿
- (3) 豊山町特別職報酬等審議会条例
- (4) 資料1-1 一般職給料改定率（官民較差分）
- (5) 資料1-2 一般職給料改定率（給与制度の総合的見直し分）
- (6) 資料2 豊山町特別職・議会議員報酬額等改定状況表
- (7) 資料3 尾張管内特別職・議会議員報酬等一覧表（平成26年4月1日現在）
- (8) 資料4 特別職・議会議員の報酬等の年額

7 議事内容

総務課長	<p>皆様、改めまして、おはようございます。</p> <p>定刻前でございますが、あらかじめ出席のご連絡いただいている方、皆様お見えになっていきますので、ただ今から、豊山町特別職報酬等審議会を開催させていただきます。よろしくお祈いします。</p> <p>私は、本日の司会を務めさせていただきます、総務課長の小川と申します。どうぞ、よろしくお祈いします。</p> <p>本日は、初会合となっておりますので、ただいまから、委員の皆様方に辞令の交付を行わせていただきます。</p> <p>辞令の交付につきましては、自席において交付させていただきますので、順次、町長よりお受け取りいただきますよう、よろしくお祈いします。</p>
	(辞令伝達)
総務課長	<p>ここで、委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。</p> <p>委員名簿の順に、ご紹介させていただきます。</p> <p>安藤委員でございます。</p> <p>(以下、名簿順に紹介。伊神委員、岡島委員、奥村委員、鍵谷委員、河村委員、小坂委員)</p> <p>次に、町側の出席者を紹介させていただきます。</p> <p>鈴木町長でございます。</p> <p>(以下、名前を読み上げて紹介。安藤総務部長、林総務・防災係長、水野総務・防災係主任)</p> <p>以上でございます。よろしくお祈いします。</p> <p>ここで、町長からごあいさつを申し上げます。</p>

町 長	<p>皆様方、おはようございます。また、今年一年よろしく申し上げます。</p> <p>平素は、町行政について大変お世話になっております。この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。</p> <p>17日で阪神大震災からちょうど20年になります。早いもので、阪神地方は復興しましたが、相変わらず東北地方の災害については復興していない状況であります。</p> <p>今年は「ひつじ年」。穏やかに過ごせるかなと気持ちはそう思っていますが、災害はいつ起こるかわかりません。また、皆様のご協力を承りたいと思っております。</p> <p>本日は、特別職報酬等審議会を開催いたしましたところ、ご多忙にもかかわらず御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。</p> <p>また、本審議会の委員就任をお願いいたしましたところ、快く引き受けていただき、感謝申し上げます。</p> <p>さて、本町の特別職、議員の報酬等の金額につきましては、本審議会の開催結果に基づきまして、平成24年4月から現在の額を適用いたしております。</p> <p>本日の諮問につきましては、大きく分けて2点ございます。</p> <p>1点目は、平成26年人事院勧告内容の反映についてでございます。近隣市町の改定状況を踏まえ、現行と同額とする案といたしております。</p> <p>2点目は、議会の常任委員会委員長の報酬増額についてでございます。県内町村の状況を踏まえまして、1万円の増額とする案としています。</p> <p>本諮問について、委員の皆様方から忌憚のない御意見をいただきまして、最終的な答申をいただきたいと思っております。</p> <p>限られた時間ではございますが、慎重なご審議を賜りまして、諮問に対して答申をいただきたいと思っております。</p> <p>以上、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
総務課長	<p>それでは、審議に入ります前に、資料のご確認をお願いしたいと存じます。</p> <p>先ず、本日の次第が1枚、続きまして、委員名簿が1枚、事前にお渡ししました審議会条例が1枚、資料1から4までをまとめたものが1部となっております。</p> <p>落丁等がございましたら資料をお持ちしますが、よろしかったでしょうか。</p> <p>それでは、ここで、担当の方から審議会条例の概要について説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。</p>

担 当	<p>では、私の方から、先日お配りさせていただきました、豊山町特別職報酬等審議会条例について、説明をさせていただきます。</p> <p>お手元に条例の方をご準備ください。</p> <p>第1条の内容でございます。こちらは、議員報酬をはじめ、町長、副町長の給料を審議するため、本審議会を置くことを規定したものでございます。</p> <p>第2条です。こちらの内容としましては、議員の報酬並びに町長、副町長の給料の額を議会に提出するときは、審議会の意見を聞くものとしたことを規定したものでございます。</p> <p>続きまして、第3条でございます。本審議会の委員の構成は10名以内とし、また町内の公共的団体等の代表者、及び、その他住民の方から必要のつど任命し、この審議が終了しましたら、解任ということになっております。</p> <p>第4条以下につきましては、会長の選出方法等、会議の招集等についての規定でございますので、これをもちまして、条例の説明を終わらせていただきます。</p> <p>なお、本日の会議の会議録につきましては、発言者の氏名を除いて公開とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>また、本日の会議につきましては、守秘義務がございますので、他言はご遠慮いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。</p>
総務課長	<p>それでは、議題に入らせていただきます。</p> <p>豊山町特別職報酬等審議会条例第5条の規定に基づきまして、会議の成立には、委員の過半数の出席が必要となっております。</p> <p>本日の出席者につきましては、10名中7名の委員の方が出席されておりますので、会議が成立していますことをここでご報告させていただきます。</p> <p>次に、条例第4条の規定に基づき、会長の選任をお願いしたいと存じます。</p> <p>会長の選任につきましては、委員の皆様方の互選となっておりますので、委員より推薦をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
A 委 員	B 委員を会長に推薦いたします。
総務課長	ただ今、B 委員のご推薦がありました。皆様方はいかがでしょうか。
委 員	(異議なしの声)

総務課長	<p>ありがとうございます。「異議なし」のお答えをいただきましたので、B委員に会長をお願いしたいと存じます。</p> <p>B会長につきましては、会長席への移動をお願いいたします。</p> <p>それでは、誠に恐縮でございますが、会長から就任のごあいさつをお願いいたしたいと思えます。</p>
会 長	<p>それでは、ご推挙いただき会長を務めさせていただきます。</p> <p>なにぶん不慣れでありますので、よろしくご協力いただきますことをお願いして挨拶に代えさせていただきます。</p>
総務課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、町長からB会長に特別職の報酬等の額の改正につきまして、諮問書をお渡しいたします。</p>
町 長	<p>それでは、豊山町特別職報酬等審議会会長B様、豊山町特別職報酬等の額の改正について諮問をさせていただきます。</p> <p>豊山町特別職報酬等審議会条例第2条の規定により、次の事項について審議会の意見を求めます。</p> <p>町長、副町長、議長、副議長及び議員の報酬等額について、現行と同額とするということでございます。</p> <p>ちなみに、現行の月額、町長給料月額829,000円、副町長給料月額685,000円、議長報酬月額377,000円、副議長報酬月額302,000円、議員、報酬月額282,000円。</p> <p>2つ目としまして、常任委員会委員長の報酬額について、292,000円とする。</p> <p>現行の月額については、議員報酬月額282,000円、改定予定日は平成27年4月1日と考えております。</p>
	<p>(町長が諮問書の朗読をし、会長に手渡すと同時に、事務局から各委員に諮問書の写しを配付)</p>
総務課長	<p>ここで、諮問案について、担当からご説明申し上げます。</p>
担 当	<p>それでは、私の方から、今お配りさせていただきました諮問案につきまして、説明させていただきます。</p> <p>諮問案につきましては、先ほど町長の挨拶にもありましたとおり、大きく分けて2点ございます。</p> <p>1点目は、人事院勧告に伴う給与改定内容の反映についてであります。</p> <p>平成26年の人事院勧告では、民間給与との較差等に基づく0.3%の増額改定のほか、給与制度の総合的見直しにより、地域の民間給与水準を踏まえ、地域間及び世代間の給与配分を見直すため、2.0%の減</p>

	<p>額改定も勧告されております。</p> <p>そのため、今回の勧告につきましては、2段階での改定となっております。</p> <p>この改定率を反映させますと、現行月額より減額となる結果となります。</p> <p>しかし、激変緩和措置のための経過措置としまして、3年間は現行月額が保障される仕組みとなっております。</p> <p>また、本諮問案の金額を決定するにあたりまして、北名古屋市をはじめ近隣の9市町に対し、報酬等の改定状況を確認した結果、7団体が「平成26年人事院勧告の反映はしない」、2団体におきましては「未定」という回答をいただいております。</p> <p>以上を踏まえまして、近隣市町との均衡等を考慮し、本諮問案は、現行と同額としております。</p> <p>続きまして2点目でございます。</p> <p>常任委員会の委員長の報酬額の増額についてでございます。</p> <p>平成26年9月25日付けで豊山町議会議長から常任委員会委員長の報酬について、増額の申し入れがありました。</p> <p>こちらにつきまして、北名古屋市をはじめ近隣4市の状況を確認しましたところ、常任委員会委員長と他の議員の報酬に差を設けている団体はございませんでした。</p> <p>ただし、県内の町村の状況を確認したところ、差を設けていない団体につきましては、本町と飛島村のみでした。</p> <p>なお、差額につきましては、3団体が1万円未満で、その他の団体につきましては、すべて1万円の差額となっております。</p> <p>以上を踏まえまして、常任委員会委員長の報酬につきましては、現行の議員報酬月額に1万円を増額した29万2千円とする諮問案としております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
総務課長	ここで、町長は一時退席いたしますので、よろしく願いいたします。
	(町長退席)
総務課長	では、会長、議事の取り回しをよろしく願いいたします。
会 長	<p>それでは、審議に入りたいと思いますが、町長から諮問を受けまして、その内容については事務局の方から説明があったとおりでありますけれども、その内容につきまして、ご質問・ご意見がありましたらお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。</p>

	<p>2つの内容がありましたけれども、同時一括ということで何かございましたらご意見をどうぞ。</p>
総務部長	<p>事務局から資料の説明をさせていただきたいと思います。</p>
会 長	<p>配付されております資料の内容について、事務局から説明をいただきます。</p>
担 当	<p>では、先ほど諮問案につきまして、概要を説明させていただきましたが、事前にお配りしました資料について説明させていただきたいと思いますので、先ず資料1-1をご覧くださいませでしょうか。</p> <p>こちら、資料1-1につきましては、一般職の給料改定率のうち民間給与との較差に基づくものでありまして、一般職の改定率につきましては、0.3%でした。</p> <p>この改定率というものは、民間給与と国家公務員全体との格差に基づく改定率ではなく、国家公務員のうち一般職の職員と民間給与との格差に基づく改定率となっております。</p> <p>過去の改定実績につきましては、平成23年度に実施しました報酬審議会におきまして、金額を減額するという答申をいただきました。</p> <p>それに基づき、資料の一番左側にお示ししました金額を平成24年4月1日から適用しております。</p> <p>現在の金額につきましては、町長が829,000円、副町長が685,000円、議長が377,000円、副議長が302,000円、議員が282,000円となっております。</p> <p>なお、こちらの町長の給料につきましては、町長の3期目の任期開始日であります、平成25年8月6日から、給料の特例に関する条例に基づき、給料月額を10%カットしており、実際の支給額は異なりますので、ご注意ください。</p> <p>一枚めくっていただきまして、資料1-2をご覧ください。</p> <p>資料1-2につきましては、一般職給料改定率のうち「給与制度の総合的見直し」に基づく来年度の改定率に関する資料であります。</p> <p>平成26年の人事院勧告では、先ほどの資料1-1で説明させていただきました、民間給与との較差に基づく増額改定のほか、給与制度の総合的見直しにより、地域の民間給与水準を踏まえ、地域間や世代間の給与配分を見直すため、別で2.0%の減額改定も勧告されております。</p> <p>なお、この改定率につきましては、平成27年度からの適用となっておりますので、資料1-2の改定率をかける基となる数値につきましては、資料1-1の0.3%の増額改定を反映させた参考月額千円未満</p>

を切り捨てた金額としております。ちょうど資料1-2の網掛け部分はその金額となっております。

以上、資料1-1と資料1-2の2段階の改定を反映させた最終的な参考月額につきましては、町長が814,380円、副町長が673,260円、議長が370,440円、副議長が295,960円、議員が276,360円となっております。

では、もう一枚めくっていただきまして、資料2をご覧ください。

資料2につきましては、平成3年10月1日適用から現在までの特別職及び議員の改定額の一覧表となっております。

最新の改定実績としましては、一番右下にあります平成24年4月1日となっております。

なお、ここで言う改定率は、人事院勧告における平均改定率ではなく、実際の本町における報酬等の改定率となっておりますのでご注意ください。

続きまして、資料3をご覧ください。

豊山町の近隣にある3町、東郷町、大口町、扶桑町の特別職の報酬等の現在の状況を一覧表にまとめたものとなっております。

平成26年4月1日現在における特別職、議員の報酬等月額、議員定数、人口、行政面積の状況も併せて一覧表にしております。

町長の給料月額につきましては、最大900,000円から最小で829,000円となっており、71,000円の差が生じております。

副町長におきましては、31,000円、議長では、37,000円、副議長では、32,000円、議員では、24,000円、それぞれ差が生じております。

なお、常任委員会委員長の報酬につきましては、豊山町を除く3町では、他の議員と差を設けております。

今回の諮問案では、これら近隣町村の状況を踏まえまして、本町におきましても常任委員会委員長の報酬額を増額するものとなっております。

最後になりますが、資料4をご覧ください。

資料4につきましては、特別職、議会議員の年収額の一覧表となっております。

平成26年の人事院勧告におきまして、期末手当の期間率が、一般職、特別職ともに0.15月引上げとなりました。

この結果を受けまして、本町におきましても、昨年、平成26年12月議会におきまして、一般職、特別職ともに期末手当の期間率を0.1

	<p>5月引き上げる条例改正を行っております。</p> <p>そちらの改正後の条例に基づき計算した結果がこちらの金額となっております。</p> <p>以上簡単ではございますが、資料に関する説明を終わらせていただきます。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。特別職の報酬、さらには常任委員会委員長の報酬の額までそれぞれ説明していただきましたが、何か、質問、ご意見はございませんか。</p>
A 委員	<p>質問が的を得ていないかもしれませんが、例えば、資料1-1の改定率というのは、国家公務員のうち一般職の給与と民間給与の較差によるものということで、国家公務員の一般職と、民間企業のあるターゲットをピックアップして平均0.3%公務員が安いということであると思うが、豊山町の職員の給料の額の場合、例えば、国家公務員の一般職の額と、各町村の額がぴったりと合うことはないでしょう。例えば町村で若干違ふとか。</p>
会 長	<p>事務局、どうですか。</p>
担 当	<p>本町の給料表につきましては、国家公務員では俸給表と言いますが、そちらの給料表を基に本町は運用しております。</p> <p>ただし、職務・職責に応じて級等が変わってきますので、例えば国において、町村の業務より高度な業務を行っていれば、町の給料より高い給料を支給されている職員もいますが、基本的には同じ給料表を使っております。</p>
A 委員	<p>例えば0.3%改定をすれば、額としても大体同じようになる、そういうことでよいか。</p>
担 当	<p>はい。</p>
会 長	<p>一般企業の基準としては、全企業の平均賃金リストとかいろいろとデータがあるがそれらの比較によるものか。</p>
担 当	<p>企業規模が50人以上、かつ、事業所規模で50人以上の事業所を実施調査させていただきまして、そちらの方の4月分の給与、約50万人を対象とした調査に基づき比較をさせていただいております。</p>
会 長	<p>その差が0.3あったので、引き上げるということと理解すればよろしかったか。</p>
担 当	<p>はい。</p>
A 委員	<p>例えば、今、豊山町、東郷町、大口町、扶桑町があるが、町長の月額給与がみんなバラバラだと思うのですが、職員はどこ町も同じような</p>

	ベースであるという理解でよろしかったか。
担 当	はい。基本的には同じ給料表を使っているのです。
A 委 員	町長とか、副議長は、また違う決めにしているということか。
担 当	各自治体の条例に基づき決められております。
会 長	<p>よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。</p> <p>それでは、26年度につきましては、人事院勧告により0.3%プラスが望ましいということで勧告がありましたので、26年度の報酬については、0.3%、平成26年4月1日から遡りて払われ、27年度の改正については、総合的な見直しから2.0%引き下げるべきだというふうに勧告があったわけですが、そのまま改定を行うと金額が大きいので、3年間調整されるという規定もあるので、今年度、27年度については、前年同額の金額にしたいという内容であります。</p> <p>そのことで、もしよろしければ、1の特別職の報酬について、採決と言いますか、他にご意見がなければ承認ということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委 員	(異議なしの声)
会 長	<p>よろしいでしょうか。ありがとうございます。「異議なし」という言葉もありましたので、特別職の報酬の関係につきましては、諮問がありました金額に決定をさせていただきたいと思っております。</p> <p>続きまして、2番目の議員の常任委員会の委員長報酬については、今、決めていただいた報酬額にプラス1万円させていただくのが諮問の内容でございますけれども、説明にありましてとおり、他の市町村等で概ね1万円の差額を設けて支給しているという内容でございますので、これにつきましても、特別ご意見等がなければ、そのように承認させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
委 員	(異議なしの声)
会 長	<p>よろしいでしょうか。「異議なし」という言葉もいただきましたので、2番目の常任委員会の委員長報酬につきましても、1万円プラスして29万2千円ということで、決定とさせていただきます。</p> <p>それでは、諮問に対する答申書の作成いたします。</p>
総務課長	<p>今、答申をいただきましたので、答申案を作成させていただきましたので、委員の皆様にご確認され次第、改めて町長の方に答申書を提出していただきたいと思っておりますので、今しばらく時間をいただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>
会 長	答申の内容を事務局の方でまとめて、整理させていただきますので、

	会の方はしばらく休憩とさせていただきます。
	(答申書作成)
会 長	<p>それでは、会議を再開させていただきます。</p> <p>今、お配りしているのが、審議いただいて、答申書としてその内容をまとめたものでございます。</p> <p>読ませていただきますと、特別職の報酬等の額の改定について(答申)と言うことで、平成27年1月14日付けで諮問のありました、当審議会に対して意見を求められた特別職の報酬等の額を改定することについて、次のとおり答申します。</p> <p>1として、町長、副町長、議長、副議長及び議員の報酬等額について、現行と同額とする。</p> <p>2として、常任委員会委員長の報酬額について、292,000円とし、他の議員と比べると、1万円プラスした額と言うことで決定いただきました。</p> <p>よろしければ、これで町長へ答申としてお渡ししたいと思いますが、よろしかったでしょうか。</p>
委 員	(異議なしの声)
	(町長再出席)
会 長	<p>それでは、慎重な審議をして、まとまりましたので答申させていただきます。</p> <p>豊山町長鈴木幸育様、特別職の報酬等の額の改定について、答申をさせていただきます。平成27年1月14日付けで諮問のありました、当審議会に対して意見を求められた特別職の報酬等の額を改定することについて、次のとおり答申します。</p> <p>1として、町長、副町長、議長、副議長及び議員の報酬等額について、現行と同額とする。</p> <p>2として、常任委員会委員長の報酬額について、292,000円とする。</p> <p>以上であります。</p>
町 長	ありがとうございました。
会 長	事務局の方から何かありますか。
総務課長	特に事務局からはございません。
会 長	委員の皆様の方から何かありますか。
委 員	(特になし)

<p>会 長</p>	<p>それでは、審議をこれで終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして特別職等報酬審議会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>総務課長</p>	<p>長時間にわたり、慎重なご審議いただき、誠にありがとうございました。</p> <p>本日の審議会は、これで終了させていただきます。</p> <p>ここで、町長からお礼のごあいさつを申し上げます。</p>
<p>町 長</p>	<p>委員の皆様、大変慎重な審議をしていただき、答申をいただきました。</p> <p>これに沿って進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。ありがとうございました。</p>
<p>総務課長</p>	<p>最後になりましたが、本日の会議における報酬をお支払いいたしますので、いましばらく、自席でお待ちいただきますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>